

「中小企業等の経営強化に関する基本方針」の見直しの概要

2020年7月

中小企業庁

中小企業成長促進法：新型コロナ危機下での事業継続と雇用維持を後押し

- 本年6月12日、中小企業成長促進法（中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律）が成立（同月19日公布）。
- コロナ危機下においては、中小企業成長促進法により、(1)事業承継円滑化による廃業リスクの回避、(2) 規模拡大後の継続支援によるM&A円滑化を通じた事業継続支援 (3)海外拠点の分散化の推進、(4)計画制度の簡素化と電子申請の加速化を実現し、中小企業の事業継続と雇用維持を後押し。
- 危機収束後は、いずれの措置も、中小企業の成長を促す支援策として活用。

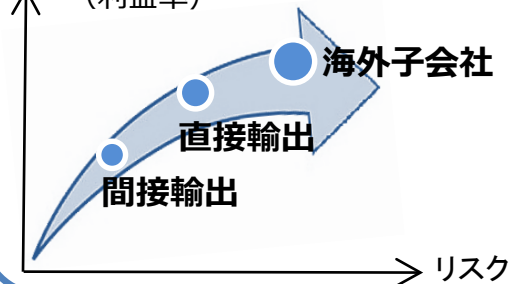
(1)事業承継の促進 ～廃業リスクの回避～

- 法認定企業が事業承継する際に**経営者保証を不要とする新たな信用保証制度**を新設。
- 「感染症により資金繰りが悪化した事業者」に限り、「返済緩和中ではないこと」の要件を特例で除外。

(3)海外展開支援の強化： ～海外拠点の分散化の推進～

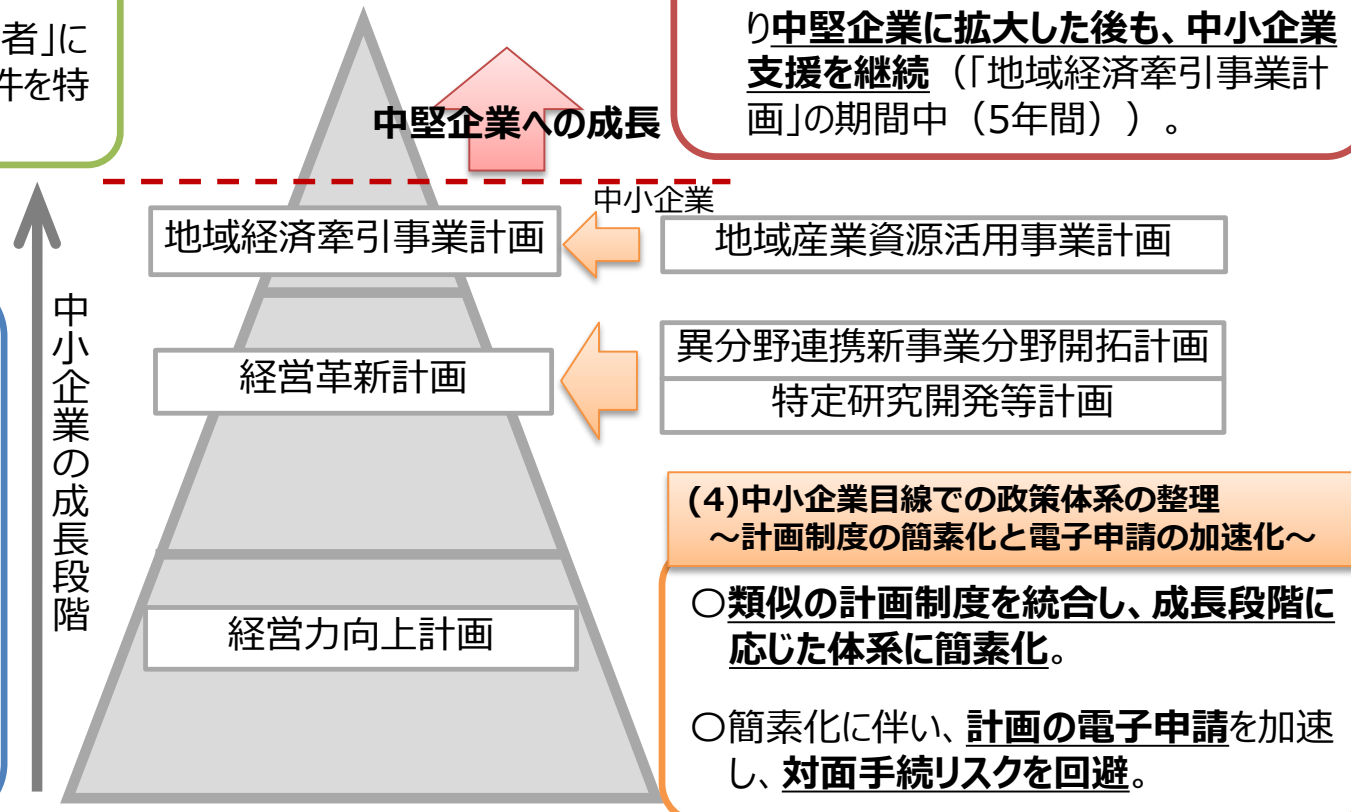
- 海外拠点の分散化の促進のため、中小企業の**海外子会社**に対して、**日本公庫が直接融資**を行う制度を新設。

海外展開のステップ
(利益率)



(2)中堅企業への成長環境の整備 ～M&A円滑化を通じた事業継続支援～

- 事業継続・雇用維持のため、M&Aにより**中堅企業に拡大した後も、中小企業支援を継続**（「地域経済牽引事業計画」の期間中（5年間））。



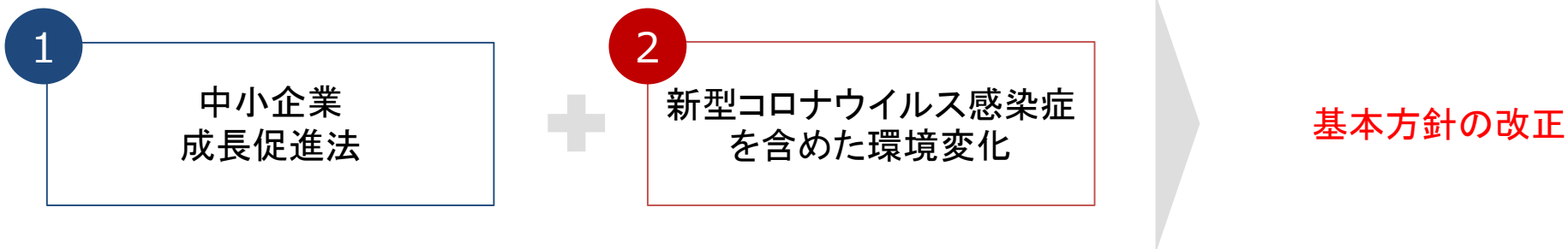
(4)中小企業目線での政策体系の整理 ～計画制度の簡素化と電子申請の加速化～

- 類似の計画制度を統合し、**成長段階に応じた体系に簡素化**。
- 簡素化に伴い、**計画の電子申請**を加速し、**対面手続きリスク**を回避。

基本方針の改正について（1/2）

- ①中小企業成長促進法や②新型コロナウイルス感染症を含めた環境変化を踏まえ、中小企業等の経営強化に関する基本方針（以下、「基本方針」という）を改正予定。

基本方針の改正



基本方針の概要

位置づけ	<ul style="list-style-type: none">● 中小企業等経営強化法第3条第1項に基づき、総務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣が定める。
内容	<ul style="list-style-type: none">● 中小企業等経営強化法に基づく各制度について内容等を定めると同時に、各認定制度の認定基準としても機能している。
改正に際して	<ul style="list-style-type: none">● あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、中小企業政策審議会及び産業構造審議会の意見を聴かなければならない。

基本方針の改正について (2/2)

主な改正内容

2020年10月1日施行予定

2021年4月1日施行予定

項目	内容	該当箇所	
基本方針	①	<ul style="list-style-type: none"> 研究開発に関する配慮規定等の追加 ※「特定研究開発等計画」の「経営革新計画」への統合 	第3の4
	②	<ul style="list-style-type: none"> 異分野連携新事業分野開拓に関する事項の削除 ※「異分野連携新事業分野開拓計画」の「経営革新計画」への統合 	旧第4
	③	<ul style="list-style-type: none"> 「経営力向上の内容に関する事項」に、健康増進に関する取組・人事評価制度を追加 	第4の1
	④	<ul style="list-style-type: none"> 「経営力向上の促進にあたって配慮すべき事項」に、IT・データ等の利活用に関する事項を明記 	第4の3
	⑤	<ul style="list-style-type: none"> 事業継続力強化の取組の支援対象に、「自然災害以外のリスクを踏まえた取組」を追加 	第7の1
	⑥	<ul style="list-style-type: none"> 電子申請の利用促進等に関する事項を追加 	第3の3 第4の3 第7の3
	⑦	<ul style="list-style-type: none"> 新技術を利用した事業活動の支援に関する事項の削除 ※根拠法を「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」へ移管 	旧第6